

監査措置公告第4号

平成22年2月24日付け21監第71号で提出した平成21年度財政援助団体監査の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成21年度財政援助団体監査の結果に関する措置について

平成22年4月1日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 池本信秀

東かがわ市監査委員 清船豊志

平成 21 年度財政援助団体監査結果に基づき講じた措置について

(株) ソルトレイクひけた

監 査 結 果	講 じ た 措 置
1 運営面で、実務上の職務権限や日常業務の手続き規則などが明文化されておらず責任の所在が明確でない。組織構成上、難しいと思われるが、より近代的な経営を目指す観点からも、根拠規程の早期整備を検討されたい。	1 収入及び支出事務の決裁区分を定めた「会計事務決裁規程」を制定した。 (施行日は平成 22 年 4 月 1 日) 本規程に則り、今後も適正な会計事務の執行に努めたい。
2 修繕事業で、合理的根拠の見当たらない一者による随意契約がなされていた。是正すべきものと思われるので、検討されたい。	2 本年度より、市内船具店 3 社に見積り依頼を行い、公平・公正な競争を経たうえで請負業者を決定した。